

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1067号

2021年（令和3年）4月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

母子保健法及び児童福祉法の規定による事業の推進に係る
コンピュータ処理について（答申）

2021年（令和3年）3月23日付けで諮問（第1067号）された母子保健法及び児童福祉法の規定による事業の推進に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。
- (2) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経緯

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化に伴う育児環境の変化により、産婦が出産後に家族等から十分な育児援助を受けられず、心身の不調を来すことで産後うつや児への虐待リスク増加につながるものが懸念されている。

本市においても、2021年（令和3年）4月1日から、産後ケア事業（以下「本事業」という。）を実施することとなった。

本事業の対象者は、産後の心身の不調があり、かつ家族等から十分なサポートを受けられない産婦であることから、必要時早急に手続を進める必要がある。そのため本事業の利用登録及び申込については、

窓口、郵送のほか電子申請により受け付けることを考えている。

電子申請による受付は、コンピュータ処理に該当することから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 対象手続

対象手続は、「藤沢市産後ケア事業（デイサービス）利用（変更）登録届出」及び「藤沢市産後ケア事業（デイサービス）利用申込」である。この登録届出及び申込については、窓口申請又は書類送付による受付とともに、電子申請を利用して受け付けるものである。

(3) 電子申請・届出システムの利用

ア コンピュータ処理を行う必要性

申込電子化は、24時間365日受付を可能とするものである。本事業についての情報を市ホームページで確認できることや、急な利用希望がある可能性を考慮し、インターネットによる申込みを受け付けることにより、市民の負担軽減及び利便性向上を図ることができることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

イ 電子申請・届出システムで取り扱う個人情報について

(ア) 藤沢市産後ケア事業（デイサービス）利用（変更）登録届出

登録届出に際しての個人情報は、届出者の氏名、続柄、生年月日、住所及び電話番号、母の名前、フリガナ、生年月日、住所、電話番号、出産医療機関、現病歴及び既往歴、児の名前、フリガナ、生年月日、住所、出生週数及び出生体重、届出（変更）理由、利用（変更）登録区分（課税世帯、非課税世帯、生活保護受給）、並びに備考である。

当該電子申請により登録届出をする者は、システムにアクセスし、届出をする前に、本事業の利用の可否又は実施のために必要な住民記録情報、住民税課税情報等を当該事業事務主管課が利用することに関する同意及び実施事業者への情報提供に関する同意をした上で手続を行うこととしている。

なお、代理人による届出の場合は、母の同意を得た上で手続をするよう、システムの同意画面において案内を表示する。

(イ) 藤沢市産後ケア事業（デイサービス）利用申込

申込みに際しての個人情報は、申込者の氏名、続柄、生年月日、住所及び電話番号、母の名前、フリガナ、生年月日及び連絡先、児の名前、フリガナ及び生年月日、申込理由、管理番号（2回目・3回目利用の場合）、利用回数、利用希望日、希望施設名、並びに登録区分（課税世帯、非課税世帯、生活保護受給）である。

当該電子申請により利用申込をする者は、システムにアクセスし、申込みをする前に、本事業の利用の可否又は実施のために必要な住民記録情報、住民税課税情報等を当該事業事務主管課が利用することに関する同意及び実施事業者への情報提供に関する同意をした上で手続を行うこととしている。

なお、代理人による申込みの場合は、母の同意を得た上で手続をするよう、システムの同意画面において案内を表示する。

(ウ) 電子メールアドレス

(4) システムの安全性

今回利用する電子申請・届出システムは、2015年(平成27年)3月12日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第718号で答申されたシステムを利用する。

ア ネットワーク

利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W(ファイヤーウォール)等により十分に確保されている。また、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により情報の外部漏えいを防いでいる。

職員は専用回線の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用している。システムのログインには、F/Wによるセキュリティが確保され、LGWANについても、F/W等によるセキュリティ管理が行われている。

イ 施設要件

当該システムのインターネットデータセンター施設は、LGWAN-ASPの必要条件を満たしている。

ウ 管理基準

サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となっており、運用・保守業務については、SLM(サービスレベルマネジメント)を行っている。

SLMについては、ISO9001に適合するよう管理策を講じ、運用・保守業務に係る個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策については、ISO/IEC27001(ISMS)に基づく体系的な管理策を講じている。また、プライバシーマークも取得している。

エ 契約方法

システムを運営するNTTデータ関西支社と神奈川県が提供委託業務契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を締結し、システムを利用している。また、本市はシステムを運営する同社と神

奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報の取扱いに関する協定を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督を行っている。

オ 共同運営システムにおける本市の安全対策

(ア) 端末利用者の制限

共同運営システムを使用する際には、担当者を限定し、端末起動時及びスクリーンロック解除時に生体認証を行うことで、端末利用を制限する。また、ログイン時のID及びパスワードについても担当者ごとに付与することにより、不正アクセスを防止している。

(イ) 受信したデータの管理

共同運営システムで受信したデータは、紙媒体に印刷し、藤沢市行政文書取扱規程に従い保存する。

(5) 実施時期

2021年（令和3年）5月1日から本事業内容等の変更又は終了まで

(6) 提出書類

ア 母子保健医療対策総合支援事業の実施について（平成17年雇児発第0823001号）の別紙母子保健医療対策総合支援事業実施要綱別添8-1産後ケア事業

イ 藤沢市産後ケア事業実施要綱

ウ 藤沢市産後ケア事業（デイサービス）利用（変更）登録届出書（第1号様式）

エ 藤沢市産後ケア事業（デイサービス）利用申込書（第2号様式）

オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

申込電子化は、24時間365日受付を可能とするものである。本事業についての情報を市ホームページで確認できることや、急な利用希望がある可能性を考慮し、インターネットによる申込みを受け付けることにより、市民の負担軽減及び利便性向上を図ることができることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(4)のアからオまでに示す安全対策は、次のとおりである。

- ア ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
ア
- イ データの安全性を高めるための措置
ア
- ウ 安全対策を確認できるようにするための措置
イ, ウ
- エ 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置
オ(ア)
- オ 実施機関が協定先の安全対策を確認できるようにするための措置
エ
- カ 日常的な安全対策
オ(イ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

(3) 条件

電子申請・届出システムの届出画面において、藤沢市産後ケア事業（デイサービス）利用（変更）登録届出の母の現病歴及び既往歴の記載は任意であることがわかるよう案内を表示等することを条件とする。

以 上